

## 災害時等におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定

いわき市（以下「甲」という。と株式会社ヨウタ（以下「乙」という。）は、災害時等におけるドローン（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を活用した支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、甲の区域内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 2 条第 1 号に規定する災害など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、ドローンを活用した被災状況の収集など支援活動等の実施に関して必要な事項を定め、もって迅速かつ円滑な初動対応に資することを目的とする。

### （業務の内容）

第 2 条 甲は、乙に対し、災害時等において次の業務の実施を要請できるものとする。

- (1) ドローンを活用した災害対応に必要な映像、画像等の収集
- (2) 前号の情報を基にした災害地図の作成及び提供
- (3) その他、甲が必要と認める業務

### （要請の方法）

第 3 条 前条による甲の要請は、業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにした協力要請書（第 1 号様式）を乙に交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請を行い、事後すみやかに当該要請書を提出するものとする。

### （業務の実施）

第 4 条 乙は、前条の要請を受けた場合には、特別の事情がない限り、業務に必要なドローン及び資機材並びに人員を確保し、甲が指定する職員の指示に従い業務を実施するものとする。

2 乙は、第 2 条に定める業務が完了したときは、業務報告書（第 2 号様式）により、甲に報告するものとする。

(安全の確保等)

第5条 甲は、業務を行う乙の社員等に対し、業務内容に応じた安全の確保等に十分配慮するものとする。

(映像等の所有権)

第6条 本協定に基づく業務により作成した映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、業務により撮影した映像や画像等を、甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

(経費の負担)

第7条 業務の実施に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、法令その他で定めがある場合を除き、災害発生直前における国土交通省が定める設計業務委託等技術者単価を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 乙は、甲に対し、業務完了後に費用の請求を行うものとし、甲は、適法な請求書の受領後30日以内に乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 本協定に基づく業務の実施において発生した事故の一切の責任は、乙が負い、乙の責任において処理するものとする。ただし、乙の責めに帰さない事由により、第三者に損害を及ぼした場合の措置については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第9条 本協定に基づいて業務を実施した乙の社員等が、作業中において負傷、罹患または死亡した場合の補償は、乙において行うものとする。

(機密の保持)

第10条 甲または乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他者に漏らし、または利用してはならない。業務終了後についても同様とする。

(平時の協力)

第11条 乙は、甲が実施する総合防災訓練等に参加し、災害時等における業務の実施に万全を期すよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲と乙は、本協定に基づく担当部署及び連絡担当者を定め、それぞれ文書(第3号様式)により通知するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制等について常に点検、改善に努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和6年11月25日

甲 福島県いわき市平字梅本21番地  
いわき市  
いわき市長

内田 広之

乙 福島県いわき市小島町3丁目12-2  
株式会社ヨウタ  
代表取締役社長

佐藤 博行